

「食品安全委員会の改善に向けて」（平成 21 年 3 月 26 日食品安全委員会決定）に基づく改善への取組工程と改善の進捗状況

（平成 21 年 5 月末現在）

1. 食品健康影響評価に係る改善方策

1) 評価全般に関する改善方策

改 善 方 策	改善方策を受けた取組工程		改善の進捗状況
	平成 21 年度	平成 22 年度以降	
① 評価の迅速化			
○ 適切な資料が提供されるようガイドラインを整備するとともに、リスク管理機関との事前調整を徹底する。	- データ要求の基準の明確化のため、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物、食品添加物並びに器具・容器包装の評価ガイドラインの整備を進める。 - リスク管理機関との事前調整の徹底により、評価の迅速化に努める。	- ガイドラインを適切に運用し、必要に応じて見直しを行う。 - 引き続きリスク管理機関との事前調整を徹底する。	
○ 複数の用途が存在する品目について、主たる用途の専門調査会での調査審議を中心とするなど、調査審議方法を改善する。	- 複数の用途が存在する品目について、 - 主たる用途の専門調査会における調査審議への一本化 - 専門調査会の合同開催等の審議方法を試行する。	引き続き調査審議方法の改善に努める。	
○ 明らかに評価が不要な案件や、委員会での調査審議のみで評価結果を通知することが可能な案件を整理する。	明らかに評価が不要な案件等について考え方を整理し、順次委員会決定として明確化する。	引き続き調査審議の効率化を図る。	- 平成 21 年 3 月 19 日に開催された第 278 回委員会会合において、「食品安全委員会の改善に向けて」の先行実施として、 - 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を実施した農薬の適用拡大等に係る取扱いについて - 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を実施した動物用医薬品の再審査及び対象動物の追加等に係る取扱いについて を決定した。 - 平成 21 年 5 月 14 日に開催された第 285 回委員会会合において、農薬「エスプロカルブ」に上記取扱いを適用した。
○ 必要に応じ機動的に専門調査会の下にワーキンググループを設置する。	該当する案件が生じた場合には適切に対応する。	同左	平成 20 年度において、体細胞クローン家畜由来食品及びビスフェノール A 等について、

			専門調査会の下にワーキンググループを設置して、調査審議を行った。
○ 各専門調査会の所掌に入れることが困難な特定の課題について、委員会の下にワーキンググループを設置する。	・該当する案件が生じた場合には適切に対応する。	・同左	・平成 21 年 5 月 21 日に開催された第 286 回委員会会合において、「こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性」に係る食品健康影響評価の調査審議を行うため、「食品による窒息事故に関するワーキンググループ」を設置した。
② 評価方法等の見直し			
○ 可能な限り G L P に適合した試験のデータを用いるなど、提出されるデータの信頼性をより一層高めていく。	・データの妥当性の事前確認を徹底する。	・引き続き事前確認を徹底する。	
○ 非公開で開催される専門調査会については、知的財産に抵触しない範囲で資料が十分に公開されるよう、透明性の確保に努める。	・資料の十分な公開に努める。	・引き続き資料の十分な公開に努める。	
○ 国際的な評価手法も参考とし、評価ガイドラインの策定を着実に進める。	・農薬、動物用医薬品及び飼料添加物、食品添加物並びに器具・容器包装の評価ガイドラインの策定を着実に進める。	・ガイドラインを適切に運用し、必要に応じて見直しを行う。	
○ 専門調査会座長会を定期的に開催し、横断的事項について評価指針を作成する。	・座長会を開催し、横断的な事項について評価指針の必要があれば策定に取り組む。	・引き続き座長会を開催し、認識の共有を進める。	
中長期的取組			
① 過去の評価結果の見直し ○ 農薬や添加物等について、一定期間後に再評価を行うこと等について、諸外国の取組を参考にしつつ、リスク管理機関と連携して検討する。	・平成 21・22 年度：ポジティブリスト制度関連品目等の迅速な評価 ・平成 23 年度以降：ポジティブリスト制度の見直しも踏まえつつ、関係機関と協議		
② 評価体制の強化・整備	〔6. 委員会運営全般に係る改善方策の「中長期的取組」に記載〕		
③ 審議状況や見通しの明確化 ○ 企業申請案件については、リスク管理機関と調整しつつ、タイムクロック制（標準的な事務処理期間）の導入を検討する。	・平成 21 年度：関係機関と協議を進め、企業申請品目についてタイムクロック制の導入 ・平成 22 年度：タイムクロックの遵守状況の管理と遵守率の向上への取組を推進		

・平成 23 年度：遵守状況を勘案し必要に応じて見直しを検討

2) 自ら評価に関する改善方策

改 善 方 策	改善方策を受けた取組工程		改善の進捗状況
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度以降	
① 国民の意見をより反映するための改善			
○ 以下のとおり、自ら評価候補案件の募集方法の改善と選定プロセスの見直しを行う。			
a 自ら評価候補案件について、食品安全モニター等からの募集を行うなど、選定に当たっての間口を広げる。	・食品安全モニターに対する募集を試行的に行う。	・平成 21 年度の取組結果を踏まえ、募集対象の拡大を検討する。	・平成 20 年度から依頼している食品安全モニターに対し、平成 21 年度の自ら評価候補案件の募集を試行的に行った。
b 選定基準を整備するとともに、必要に応じて、企画専門調査会の下にワーキンググループを設置し、候補案件の絞り込みを行う。	・企画専門調査会の調査審議までに選定基準を整備する。 ・必要に応じてWGを設置する。	・平成 21 年度の取組結果を踏まえ、必要に応じ選定基準の見直し等を行う。	
c 関係者相互間における情報及び意見の交換については、候補案件の性質や件数に応じて、意見・情報の募集や意見交換会等の手法を適切に選択する。	・候補案件の性質や件数に応じて、意見・情報の募集や意見交換会等適切な方法を選択し、関係者からの情報・意見の募集に努める。 ・意見交換会の実施に当たっては、対象者や規模、内容について多様な場を設定する。	・同左	・平成 20 年度の自ら評価候補案件については、広く国民の皆様から意見・情報の募集を行い、意見・情報の募集結果を踏まえ、平成 21 年 3 月 19 日の第 278 回委員会会合においてを自ら評価案件決定した。
② 緊急の案件に柔軟に対応するための改善			
○ 緊急の案件という特殊性を踏まえ、事案の性質に応じて諸外国が実施した評価のレビューを実施すること等、緊急時対応マニュアルの規定の見直しを行い、より迅速かつ柔軟に対応する。	・緊急時対応マニュアルの規定を見直す。	・対応状況を緊急時対応専門調査会において検証し、必要に応じてさらに見直しを行う。	
③ 審議の状況や見直しの明確化			

○ 以下のとおり、評価継続中の自ら評価案件の取扱いを検討する仕組みを導入する。			
a 自ら評価案件を調査審議している専門調査会は、年1回程度、その審議状況及び今後の見通しを食品安全委員会に報告する。 b 食品安全委員会は、aの報告を受けて、自ら評価案件の取扱いを決定する。	・自ら評価を実施しているプリオン専門調査会、微生物・ウイルス専門調査会、かび毒・自然毒等専門調査会及び化学物質・汚染物質専門調査会は、評価の進捗状況を委員会に報告する。	・自ら評価を実施している専門調査会は、評価の進捗状況を委員会に報告する。	
○ 専門調査会から食品安全委員会への報告に合わせて、企画専門調査会にも同様の報告を行う。	・委員会への報告に合わせて、企画専門調査会にも報告する。	・同左	
中長期的取組			
○ 委員会が自ら評価に主体的かつ積極的に取り組むことができる事務局体制を整備する。	〔6. 委員会運営全般に係る改善方策の「中長期的取組」に記載〕		

2. 施策の実施状況の監視等に係る改善方策

改 善 方 策	改善方策を受けた取組工程		改善の進捗状況
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度以降	
① 監視機能等の改善 ○ 施策の実施までに長期間を要しているものについて、きめ細かくフォローを行い、必要に応じて報告を求めるなど適切な対応を行う。	・ 施策の実施状況に関する調査において、調査対象のうち、結果通知後、施策の実施までに長期間を要しているものについて、施策の検討状況のフォローを行い、10 月の委員会会合に報告する。 ・ その状況を踏まえ、必要に応じて、リスク管理機関に報告を求めるなどの対応を行う。	・ 施策の実施状況に関する調査において、調査対象のうち、結果通知後、施策の実施までに長期間を要しているものについて、施策の検討状況のフォローを行い、4 月及び 10 月の委員会会合に報告する。 ・ その状況を踏まえ、必要に応じて、リスク管理機関に報告を求めるなどの対応を行う。	
○ 評価書に留意事項を付す場合は、リスク管理機関へ通知する際の文書にその内容を明記する。	・ 該当する案件が生じた場合は適切に対応する。	・ 同左	
② 食品安全モニターの活動等の改善 ○ 事項を指定して食品安全モニターの意見を聴く機会を増やす。また、食品安全モニターからの報告を参考にして施策形成を行ったものについて、フィードバックを行う。	・ 自ら評価の案件候補の募集など、必要に応じて意見等の募集を行う。 ・ 施策の参考としたモニター報告の取りまとめを行い、5 月から 6 月にかけて行う食品安全モニター会議に配布する。	・ 平成 21 年度に試行的に行った自ら評価候補案件の募集を踏まえ、食品安全モニター全員に依頼する方向で検討する。	・ 平成 20 年度から依頼してる食品安全モニターに対し、平成 21 年度の自ら評価候補案件の募集を試行的に行った。（平成 21 年 4 月 21 日）
○ 地域における活動を支えるための情報提供に努めるとともに、リスクコミュニケーション推進事業を活用して技術の向上等を図る。	・ 食品安全モニター会議等を活用して、リスクコミュニケーション育成高度化事業を周知し、受講を希望する食品安全モニターに技術向上の支援を行う。 ・ 平成 21 年 4 月から、食品安全モニターが行う地域への情報提供の現状（※）を踏まえ、食品安全モニターに対して食品安全委員会の発行する季刊誌を 3 部ずつ配布す	・ 食品安全モニターにファシリテーター等としての活躍の場を設けるため、リスクコミュニケーション育成高度化事業の受講者を活用した意見交換会等を開催する。	

	る。 ※ 食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する認識のギャップ等について」（平成 20 年 11 月実施） ・広報資料については、定期的に食品安全モニターに希望部数を聞く。 ・引き続き意見交換会等の開催に関する情報を提供する。		
○ これまでの活動実績や今後の活動目標等も判断基準に加えて、選考できるようにする。	・平成 21 年度の食品安全モニター選考に当たって、食品安全に関する活動実績・活動目標等を考慮して、選考を行った。 ・平成 21 年度の選考を踏まえ、必要に応じて改善を行った上で、平成 22 年度も活動実績や活動目標等を考慮して選考を行う。	・平成 21、22 年度の選考を踏まえ、対応方針を検討・決定する。	・平成 21 年 1 月 8 日の第 268 回委員会会合の決定を踏まえ、「食品安全委員会の改善に向けて」の先行実施として、平成 21 年度の食品安全モニター募集（235 名）に当たって、食品安全に関する活動実績・活動目標等を考慮して、選考を行った。
○ 食品安全モニター会議の運営について、会議の企画段階で、意見等を参考とすることにより、継続的な改善を図る。	・平成 20 年度食品安全モニター会議後のアンケート等を参考に、食品安全モニター会議の内容や運営の改善を実施する。	・前年度の食品安全モニター会議後のアンケート等を参考に、食品安全モニター会議の内容や運営を検討し、必要に応じて改善を図る。	
③ 食の安全ダイヤルの周知			
○ ホームページへの掲載やチラシの配布等の従来の取組に加えて、関係団体や消費者庁とも連携して、一層の周知に努める。	・引き続きホームページへの掲載や意見交換会、各種育成講座開催時のチラシの配布等により周知を図る。 ・「3. 情報提供に係る改善方策 ② 関係機関・団体との連携の拡大」における取組に合わせ、関係団体に対して、当該団体傘下の会員団体も含めた周知を依頼する。	・平成 21 年度の実施結果を踏まえ、関係団体や消費者庁と連携して周知を図る。	・6 月 1 日の食品安全委員会の移転のお知らせを地方公共団体や関係団体等に行った際に、食の安全ダイヤルについても併せて周知を図った。

3. 情報提供に係る改善方策

改 善 方 策	改善方策を受けた取組工程		改善の進捗状況
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度以降	
① 分かりやすく、理解が深まる情報発信のための手法、内容の改善 ○ 消費者等の関心が高いものについては、評価内容の理解の助けとなる Q & A などの作成を行うとともに、リスク管理情報を含めた情報発信を行うなど、分かりやすい情報発信を行う。	・トップページにおける危害情報の掲載の際に、リスク管理機関からの情報や対応についてもリンクを張って情報提供するほか、原因物質概要等の情報を提供する際にもリスク管理措置の概要を併せて情報提供するなど、分かりやすい情報発信を行う。	・同左	・「体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）」に対する意見・情報の募集（平成 21 年 3 月 12 日～4 月 10 日）に際し、「食品安全委員会の改善に向けて」の先行実施として、関連する専門用語の解説集や Q & A 集を添付し、理解を深めていただく工夫を行った。
○ ホームページの掲載情報について、階層化を進めることにより、一般的情報から専門的情報に、必要に応じてリンクできるような構成への見直しを行う。	・平成 22 年 3 月から運用開始を予定している食品安全総合情報システムの構築に合わせ必要なシステム作りを行い、データベースシステムとホームページの役割分担による階層化等を実施する。	・平成 21 年 3 月から運用開始を予定している食品安全総合情報システムの運用を踏まえ、より使いやすい階層構成となるよう、必要に応じ随時可能な修正を行う。	
○ プレスリリース、ホームページ・メールマガジン掲載情報等について、文字、レイアウト、文章の体裁や文章表現について工夫を行う。また、ロゴマークの使用などについて工夫する。	・平成 20 年度において先行実施した改善事項を継続して着実に実施する。	・前年度に引き続き改善事項を着実に実施するとともに、より分かりやすい情報提供の観点から、不断に検討を行い、必要に応じて更に改善を進める。	・平成 20 年度において、「食品安全委員会の改善に向けて」の先行実施として、 ① プレスリリース文書について、文字フォント、ロゴマークの使用等の書式を定めた。 ② メールマガジンについて、目次の簡略化、飾り文字・記号の簡略化、コンテンツの掲載順序の変更により、より見やすく読みやすい誌面とする工夫を行った。 ③ その他のホームページ掲載文書等について、当該文書の内容や特性を踏まえ、差し支えない場合にはロゴマークを定位置に付与することにより、文書の作成主体をただちに感得できるよう改善した。
○ 季刊誌や DVD について、読者・視聴者等からの要請や意見等を参考にして、必要に応じて改善を図ると	・季刊誌については、配布先団体担当者及び読者アンケートの結果分析を踏まえ、必要に応じ、その内	・季刊誌読者等へのアンケートを時宜に応じて実施し、当該アンケート結果の分析を行う	・平成 20 年度において、季刊誌の配布先団体及び読者に対するアンケートを実施した。 ・配布先団体へのアンケート

ともに、活用の場の拡大に努める。	- 容や配布先等を改善する。 - DVDの配布、貸出に際して行っているアンケート結果を踏まえ、必要に応じて改善を図る。 - 意見交換会やリスクコミュニケーター育成高度化事業においてDVDを使用し、活用の場の拡大を図る。	ことにより、内容や表現の改善のために活用する。	→ 平成 20 年 9 月発行特別編集号 ・ 読者へのアンケート → 平成 21 年 1 月発行第 17 号
○ 全国食品安全連絡会議について、地方公共団体のニーズを踏まえ開催するとともに、地方公共団体や地域の取組を集約し、相互に活用できるよう、情報提供を行う。 また、会議テーマに応じて関係省庁に出席を求めるなど、関係省庁との情報の共有と連携の強化を図る。	- 開催にあたっては、地方公共団体のニーズ等を把握するための調査を行う。 - 平成 21 年度に地方公共団体のニーズ等を踏まえて、テーマ等を設定し、以下の事項を検討する。 ① 情報提供の内容 ② 決定したテーマを踏まえ関係省庁に出席を依頼	平成 21 年度の実施結果を踏まえ、必要に応じて改善を行う。	
② 関係機関・団体との連携の拡大			
○ 食品安全分野のオピニオンリーダーに重点を置いて、基本的事項の周知、意見交換会、講師の派遣等によるきめ細かい連携を図る。	- 食品安全分野のオピニオンリーダーのうち、 - 消費者団体、流通事業者団体等 - 事業者・生産者団体、マスメディア関係者との間で継続的に懇談会を実施する。 - 栄養士会、医師会、獣医師会、薬剤師会、関係学会等に対して、講師の派遣等について周知を図る。	同左	- 平成 20 年度において、 - 消費者団体 - 食品産業団体 - マスメディア関係者 との間で、懇談会を実施した。
○ マスメディア関係者との間で情報や意見の交換を行う懇談会や勉強会等を充実させ、情報共有と相互理解の促進を図る。	特定のテーマを掲げ、マスメディア関係者との懇談会や勉強会等を実施する。	同左	
○ 関係団体の広報誌への記事の掲載の働きかけ等を行う。また、これらの団体が記事を掲載しやすいように、季刊誌などの原稿等を定期的に提供する。 さらに、これらの団体に対しメールマガジン読者登録の働きかけを積極的に行う。	- 地方公共団体等関係団体に対し、季刊誌の発行時をとらえ、季刊誌掲載記事を電子データ等の利用しやすい形で定期的に送付するなど、これらの団体が広報誌等に掲載しやすい形で提供し、記事掲載の働きかけを行う。 - 幅広く関係団体に対し、メールマガジン読者登録の働きかけを行う。	平成 21 年度の取組を継続して実施していくとともに、対象団体の拡大に努める。	6 月 1 日の食品安全委員会の移転のお知らせを地方公共団体や関係団体に行った際に、メールマガジンについても併せて周知を図

			った。
○ 委員会から発信する重要な情報について、都道府県や保健所設置市等へ速やかに情報提供するとともに、都道府県から管内の市町村への情報提供を依頼するなど、地域住民への情報発信に資するよう努める。	・委員会から発信する重要な情報について、速やかに都道府県等へ情報提供する。 ・また、都道府県に対し、管内の市町村等の関係部局への情報提供について文書等で依頼する。	・引き続き、重要な情報を発信した際には、速やかに情報提供する。	・平成 21 年 4 月 27 日に「メキシコ及び米国におけるインフルエンザ様疾患の発生状況」について情報提供を行い、管内の市町村等への情報提供を併せて依頼した。
③ 社会に発信されている不正確な情報への対応			
○ 科学的に誤っていることが明らかな情報等について、その社会的影響等を勘案し、必要に応じて、訂正を求めたり、関連する科学的な情報を提供するなどの対応を行う。	・科学的に誤っていることが明らかな情報等を把握した際は、必要に応じて、訂正を求めたり、関連する科学的な情報を提供する。	・同左	

4. リスクコミュニケーション（意見交換会等）に係る改善方策

改 善 方 策	改善方策を受けた取組工程		改善の進捗状況
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度以降	
① リスクコミュニケーションの実施方法・内容の改善 ○ ガイドラインに沿って、関係者のニーズを分析し、目的・目標を明確にした上で、対象、規模、内容、開催場所等について十分に検討し、多様な場の設定を行う。 この場合、食の安全ダイヤルや食品安全モニターからの意見等を基に関心事項等を分析し、活動に反映させるとともに、対象に応じた分かりやすい資料の作成に努める。 また、開催結果について、分かりやすい情報提供に努める。	・サイエンスカフェや消費者団体との共催による意見交換会など多様な場を設定する。 ・提供する資料については、対象者にとって分かりやすいものとなるよう工夫する。 ・食の安全ダイヤルやモニターの声（何が知りたいか等）を分析し、リスクコミュニケーションに反映する。 ・開催結果について、参加できなかった方にも分かりやすい情報提供の方法について検討する。	・引き続き、多様な場を設定し意見交換会等を開催する。 ・開催結果について、平成 21 年度の結果を踏まえて、分かりやすく取りまとめて、参加できなかった方へ情報提供する。	・平成 20 年度に、試行的にサイエンスカフェを 2 回実施した。 ・平成 20 年度に、農薬をテーマとして、消費者団体との共催による意見交換会を新たに実施した。 ・平成 21 年 5 月 26 日にサイエンスカフェを実施した。
② 地方公共団体等との連携 ○ 「「地方自治体との協力」における当面の取組方向」に掲げた以下の事項を推進する。			
a 基礎的知識を普及するための情報・資料の提供 地方公共団体等に対して分かりやすい啓発資料等の提供に努めるとともに、効果的なリスクコミュニケーションの方法等の最新の情報等を提供する。	・委員会が作成した講演資料や、地域活動に活用できるツール（DVD）を提供する。 ・育成講座の受講者を活用したリスクコミュニケーションを実施し、事例集として情報提供する。	・同左	・平成 20 年度に、委員会が作成した講演資料や、地域活動に活用できる DVD 等を提供した。 ・平成 20 年度に実施したインタープリター育成講座の資料を、活用できる形態で受講者へ配布した。
b 人材育成 コミュニケーションの基礎を理解しリスク評価に関する知識を有する人材を育成する。	・リスクコミュニケーター育成高度化事業を推進する。	・同左	
c リスクコミュニケーションの共	・引き続き、地方公共団体と連携し	・同左	・平成 20 年度に、育成講座受講者を活用した

催や情報の共有 地方自治体と共催で意見交換会等を実施する。	た意見交換会を推進するとともに、育成講座受講者がその技術を実践活用するモデル的なリスクコミュニケーションを実施する。		リスクコミュニケーションを栃木県、大分県、岡山県において、試行的に実施した。
d リスク管理機関の地方組織との連携 地方自治体との連携とともに、リスク管理機関の地方組織との有機的な連携についても、検討する。	・リスク管理機関の地方組織（地方厚生局・地方農政局）と連携した意見交換会を実施する。	・同左	
③ リスクコミュニケーション推進事業の改善			
○ 人材の育成については、地方公共団体と連携して、意見交換を円滑に進めたり、科学的な情報を分かりやすく伝える能力の向上を図ることに重点を置き、以下の改善を推進する。			
a 受講者について、定期的に活動状況の把握や要望等の聴取を行い、受講者の活動をきめ細かくフォローする。	・引き続き、年度末に受講者等に対しアンケートを行う。 ・受講者から要望・意見を受け付ける連絡窓口を設ける。	・同左	・平成 20 年度に実施したインタープリター育成講座の資料を、活用できる形態で受講者へ配布した。
b 受講者に委員会の活動に関する各種情報の提供を行う。また、地域活動に活用できるツールの開発と受講者への提供を行う。	・受講者の求めに応じて、委員会が作成した講演資料やDVDを、地域活動に活用できるツールとして提供する。	・同左	・受講者の求めに応じて、委員会が作成した後援資料やDVDを、地域活動に活用できるツールとして提供した。
c 地方公共団体と連携して、受講者がその技術を実践活用するためのモデル的なリスクコミュニケーションを推進する。	・地方公共団体と連携して、育成講座の受講者を活用したリスクコミュニケーションを実施するとともに、消費者意識等について、受講者からのフィードバックを踏まえ、さらに意見交換会等に反映していく。	・同左	・平成 20 年度に、育成講座受講者を活用したリスクコミュニケーションを栃木県、大分県、岡山県において、試行的に実施した。
④ 意見・情報の募集の改善			
○ 国民の関心が高いと予想される事案について募集を行う場合には、評価書の概要を提供するとともに、意見交換会を行うなど、評価内容の理解を助け、意見・情報を出しやすい環境づくりに努める。	・国民の関心が高いと予想される事案について、引き続き評価書の概要を提供するとともに、用語解説やQ&A、意見交換会など評価内容の理解を助ける情報の提供を行う。	・同左	・「体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）」に対する意見・情報の募集（平成 21 年 3 月 12 日～4 月 10 日）に際し、「食品安全委員会の改善に向けて」の先行実施として、関連する専門用語の解説集やQ&A集

			を添付し、理解を深めていただく工夫を行った。
○ 寄せられた意見等について、科学的に妥当なものは評価書等に反映させる。また、委員会活動の改善等に関する意見等は、実施状況のフォローアップ等の中で検討するなど、事業計画等に反映させる。	・科学的に妥当な意見については、引き続き評価書に反映させるとともに、委員会活動の改善等に関する意見については、事業の実施状況のフォローアップ等の中で検討するなど、事業計画や個別業務に反映させる。	・同左	
⑤ 食育の推進等			
○ リスクコミュニケーションは、食育を推進する観点からも行っているが、特に以下に留意して推進する。			
a 地方公共団体と連携して、子どもを対象とした意見交換会等を実施する。	・食品安全委員会の活動や食品の安全性に関する考え方などの理解を深めてもらうために、地方公共団体と連携して、子どもを対象とした意見交換会等を実施する。	・同左	
b 訪問学習の受入れ、講師の派遣簡易な教材の作成等を行い、教育機関・関係団体等との連携を促進する。	・以下の事項について、周知を図る。 ・修学旅行生を含めた訪問学習の受入れ ・家庭科等の教員の研修講座（免許状更新講習）への講師派遣 ・栄養士、医師、獣医師、薬剤師などを育成する大学や短大への講師派遣 ・学校教育に関する学会や各種学会の会合への講師派遣 ・上記を踏まえ、要請に応じて、講師を派遣する。	・平成 21 年度の周知を踏まえ、要請に応じ、講師の派遣等を行う。	・訪問学習、家庭科等の教員の免許状更新講習への講師派遣等について、案内を作成し、ホームページへ掲載した。（平成 21 年 4 月） ・平成 21 年 5 月 28 日に訪問学習の受入れを実施した。 ・日本環境変異原学会公開シンポジウム、日本食生活学会へ講師を派遣した。
中長期的取組			
○ コミュニケーションに関連する大学との交流・人的連携を促進する。	・当面、コミュニケーションに関係する大学と講師派遣等の連携を推進する。これを踏まえ、人的な連携の促進について検討する。		・平成 21 年 5 月 28 日にコミュニケーションに関係する大学から講師を招き勉強会を実施した。

5. 緊急時対応に係る改善方策

改 善 方 策	改善方策を受けた取組工程		改善の進捗状況
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度以降	
① 食品安全委員会の役割の明確化 ----- ○ 委員会は緊急時における役割を科学的知見の提供等に重点化するとともに、消費者庁と効果的な連携を図る。 「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」等の緊急時のマニュアルの見直しを行い、緊急時における適切な対応を図る。	・消費者庁の設置を踏まえ、関係府省と調整を行い、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」等の緊急時対応マニュアルの見直しを行う。	・対応状況を緊急時対応専門調査会で検証し、必要に応じて改善する。	・平成 20 年度に緊急時対応専門調査会において、「緊急事態等における情報提供について」を取りまとめた。
② 緊急時における情報発信のあり方 ----- ○ 緊急時には、科学的知見や委員会としての見解等を、各種広報媒体等を通じて、迅速に分かりやすく、かつタイムリーに発信する。	・平成 20 年度に取りまとめた「緊急事態等における情報提供について」に基づき、緊急時における情報発信を適切に実施するとともに、その対応状況を緊急時対応専門調査会で検証し、必要に応じて改善する。	・同左	・平成 20 年度に緊急時対応専門調査会において、「緊急事態等における情報提供について」を取りまとめた。

6. 委員会運営全般に係る改善方策

1) 業務基盤に係る改善方策

改 善 方 策	改善方策を受けた取組工程		改善の進捗状況
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度以降	
① 事務局体制の改善			
○ 以下のとおり、人事ローテーション等の改善を進めるとともに、職員の能力向上の取組を支援する。			
a 人事ローテーションの長期化、過去の在職経験者の上位ポストへの配置を進める。	・漸次に改善が進むよう、職員の異動に当たって出向元と調整する。	・同左	
b 自己研鑽への職員の動機付けを促すとともに、自己研鑽に励める環境整備に努める。	・人事評価制度の施行に合わせて、連携した運用を行う。 ・勉強会等を必要に応じて開催し、職員の参加を促す。	・同左	
○ 内閣府採用の職員の確保については、当面、任期付職員制度の活用を進める。	・任期付職員制度の活用に向けて、情報収集を行う。	・平成 22 年度定員要求結果を踏まえ、可能であれば任期付職員を採用する。	
○ 必要な定員や技術参与の確保に努める。	・平成 22 年度の機構・定員及び予算について、必要な要求を行う。	・平成 23 年度の機構・定員及び予算について、必要な要求を行う。	
② 外部の専門家や研究機関等との連携強化			
○ 以下のような外部専門家とのネットワーク作りを進める。			
a 専門家とのネットワーク作り（メーリングリストの作成など）	・専門家とのネットワークの基本スキームの検討を行い、運用を開始する。	・逐次ネットワーク作りを進める。	
b 関係職域団体や学会等とのネットワーク作り	・主要な関係職域団体に対し、連携の働きかけを行う。 ・連携の必要性が高く、事務局体制が整備されている学会に対して、連携の働きかけを行う。	・順次対象の拡大を図る。	・医師会、薬剤師会、獣医師会、栄養士会に対し、連携を働きかけるとともに、情報提供を行った。

○ 委員会と類似業務を実施している他機関との人的連携について検討する。	・ 人的連携の可能性のある関係機関に関する情報収集を行う。	・ 人的連携の具体的方策を検討する。	
③ 研究機能の強化			
○ 必要な調査研究費の確保を図る。	・ 平成 22 年度予算において必要な要求を行う。	・ 平成 23 年度予算において必要な要求を行う。	
○ これまで以上に多くの研究機関に対し、調査研究事業について周知し、応募者の範囲の拡大に努める。	・ あらゆる機会を利用して、調査研究事業の周知を行う。	・ 同左	・ 平成 21 年度研究課題の募集時から前倒して実施している。
中長期的取組			
○ 委員会がリスク評価機関として独立性を保ち、かつ、主体的に業務を遂行していくため、事務局体制を強化する。	・ 平成 21・22 年度：諸外国のリスク評価機関の体制等の基礎的情報の収集と食品安全委員会の事務局体制の強化のあり方の検討 ・ 平成 23 年度以降：上記検討結果を踏まえ、食品安全委員会の事務局体制の強化・整備を推進		
○ 将来的に独自の研究機関を持つことも選択肢の一つとして考えるとともに、関係省庁の研究機関との連携・協力のあり方を検討する。	・ 当面、関係省庁の研究機関との連携・協力のあり方を検討するとともに、情報交換等の連携を進める。 ・ なお、独自の研究機関を持つこと等の検討は、上記事務局体制のあり方の中で検討する。		

2) 運営に係る改善方策

改 善 方 策	改善方策を受けた取組工程		改善の進捗状況
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度以降	
① 消費者を始めとした関係者の意見等の反映			
○ 関係者の意見等を聴く機能を充実させるため、以下の取組を推進する。			
a 企画専門調査会及びリスクコミュニケーション専門調査会の調査審議の充実を図る。	【企画専門調査会】 ・企画専門調査会の調査審議時間（原則3時間）を確保する。 ・事後評価等を効果的に行えるように提出資料の改善に努める。 【リスクコミュニケーション専門調査会】 ・現在審議すべき事項となっている5項目を中心に議論するとともに、社会的な関心等を踏まえ、審議事項を検討していく。 ・消費者庁設置後は、基本的事項の整理を踏まえリスクコミュニケーション専門調査会の位置付けと審議内容を検討する。	【企画専門調査会】 ・同左 【リスクコミュニケーション専門調査会】 ・同左	
b 意見・情報の募集について、意見等をより出しやすくなるように改善に努める。	(4. の④に記載)	(4. の④に記載)	
c 消費者庁と連携を密にし、消費者の視点も踏まえた委員会業務の運営に努める。	・消費者庁設置後、連携のあり方を検討する。	・引き続き、消費者庁との連携に努める。	
② 専門委員選任プロセスの透明性確保			
○ 委員会会合において、専門委員の選定方法等をより丁寧に説明する。	・平成 21 年 10 月の専門委員の改選に向けて、改選の考え方等についてより一層丁寧な説明を行う。	・平成 22 年 4 月の専門委員の改選に向けて、改選の考え方等についてより一層丁寧な説明を行う。	
○ 専門委員の改善時のプレスリリースの際に、改選の考え方の周知に努める。	・専門委員の改選時のプレスリリースの際（10 月）に、改選の考え方の周知に努める。	・引き続き、改選の考え方の周知に努める。	

③ 委員会活動の事後評価等の改善 ○ 運営計画の策定に当たって、達成すべき業務目標の水準を明確にするよう努力する。 ○ 業務管理をより一層充実させる。また、その業務管理状況を企画専門調査会における業務状況のフォローアップ等の際に調査審議し、業務の継続的改善に努める。 ○ 企画専門調査会におけるフォローアップの実施方法等について逐次改善を行う。	・平成 22 年度の運営計画について、達成すべき業務目標の明確化に努める。 ・「食品安全委員会の改善に向けて」の実施状況を管理し、企画専門調査会において改善状況のフォローを行う。 ・企画専門調査会専門委員の意見を聴きながら、逐次改善を進める。 ・特に、平成 21 年度においては、「食品安全委員会の改善に向けて」が着実に実施されているか、企画専門調査会において重点的にフォローを行う。	・平成 21 年度の運営計画の実施状況のフォローアップ結果等を踏まえ、平成 23 年度運営計画において更なる目標水準の明確化を図る。 ・同左 ・同左	・平成 21 年 4 月 30 日の第 284 回委員会会合において、事務局から「「食品安全委員会の改善に向けて」に基づく改善への取組工程と改善の進捗状況」を報告した。
④ 専門調査会における調査審議の改善 ○ 専門委員改選時の説明資料について一層の充実を図り、専門委員に対し十分な説明を行う。 ○ 定期的に専門調査会座長会を開催する。 ○ 特に、リスク評価に関しては、ガイドラインの策定、専門調査会座長会の開催により、分野間の整合の確保及び評価レベルの向上を図る。 ○ 各専門調査の運営のあり方については、定期的に各専門委員から意見等を聴取する機会を設け、継続的な改善に努める。	・専門委員の改選時の説明資料の充実を図るとともに、専門委員に対し十分な説明を行う。 ・平成 21 年 11 月～12 月を目途に、座長会を開催する。 ・農薬、動物用医薬品及び飼料添加物、食品添加物並びに器具・容器包装の評価ガイドラインの策定を着実に進める。 ・座長会を開催し、横断的な事項について評価指針の必要があれば策定に取り組む。 ・各専門調査会において、専門委員から意見等を聴取する機会を設ける。	・同左 ・平成 21 年度の結果を踏まえ、座長会の開催時期を検討した上、年 1 回以上、座長会を開催する。 ・ガイドラインを適切に運用し、必要に応じて見直しを行う。 ・引き続き座長会を開催し、認識の共有を進める。 ・同左	